

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

企業の基本的課題は顧客の願望をいかに達成させるかです。顧客層として、ひとくくりにはせず、顧客一人一人の願望を見つけなければなりません。それには自社の顧客が誰なのかを明確にして、その顧客の抱えている問題を見つけ、顧客の立場に立って、解決する努力をひたすら続けることによって信頼関係を築くことです。顧客に提供する商品やサービスとは、これらのバックボーンがあって初めて価値が生ずるものです。平成24年は基本に戻って、当たり前のことを地道に継続し、顧客に選ばれるようにしたいものです。

## 私の書棚より

○お客様の声を聞いて、お客様のおっしゃったことに応えるだけでは競争に勝てません。やはり自分が信じるものをお客様に提案することが大事です。

○業績不振になった会社をある角度から見ると、必ずといっていいほど、その会社らしさを失っています。業績を回復した会社を見ると、必ずといっていいほど、「らしさ」を取り戻していると思います。

「勝ち続ける経営」  
原田泳幸著 朝日新聞出版

## 税務アンテナ

□平成23年度税制改正で、平成25年分の所得税から、給与収入金額が1,500万円超の場合の給与所得控除を一律245万円とされました。また、勤続年数5年以下の法人等の役員について、退職所得の2分の1課税が廃止されることになりました。

所得税法施行令の改正では、雑損控除等の対象となる災害関連支出を、従前の災害が止んだ日から1年以内に支出したものとする要件が3年以内に延長されました。これにより、東日本大震災に係る災害がやんだ日が平成23年9月11日の場合には、原状回復費用等が平成26年9月11日までに支出したものであれば、雑損控除の適用を受けることができます。

□相続又は遺贈によって財産を取得した者が、被相続人の一親等の血族及び配偶者の以外の場合には、その者の相続税額に2割相当額を加算することとされています。

したがって、孫や兄弟姉妹は二親等の血族となり2割加算されますが、孫が代襲相続人たる身分で相続人になった場合には、その者については一親等の血族として取り扱われ、税額の2割加算は行われません。ただし、孫を被相続人の養子にした場合には、一親等の血族であっても、税額の2割加算が行われます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 1月の税務スケジュール

10日	○12月分の源泉所得税の納付
20日	○特例適用者の7月～12月分の源泉所得税の納付
31日	○11月決算法人の確定申告 ○24年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○24年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○1月決算法人の消費税各種選択届出書提出 ○源泉徴収票の交付 ○支払調書の提出 ○償却資産の申告 ○給与支払報告書の提出
-----	--

今月の贈る言葉『失敗はある。後悔はない。』 by 秋元康